

令和 7 年岩見沢市議会第 1 回定例会

新 旧 対 照 表

議 案 第 3 4 号 ～ 議 案 第 3 6 号

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.1

現 行	改 正 後
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節～第8節 略	第1節～第8節 略
<u>第9節 公聴会、参考人</u>	<u>第9節 公聴会及び参考人</u>
第10節 略	第10節 略
第2章 委員会	第2章 委員会
第1節 総則	第1節 総則
第80条～第83条 略	第80条～第83条 略
第84条（定足数に関する措置）	第84条（定足数に関する措置）
	<u>第84条の2（出席委員に関する措置）</u>
第2節 審査	第2節 審査
第85条～第101条 略	第85条～第101条 略
第3節 略	第3節 略
第4節 発言	第4節 発言
第104条～第114条 略	第104条～第114条 略
<u>第115条（答弁書の朗読）</u>	<u>第115条（答弁書の配布）</u>
第5節及び第6節 略	第5節及び第6節 略
第3章 略	第3章 略
第4章 辞職及び資格の決定	第4章 辞職及び資格の決定
第135条～第138条 略	第135条～第138条 略
<u>第139条（決定書の交付）</u>	<u>第139条（決定の通知）</u>

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.2

現 行	改 正 後
第5章 規律 第140条～第145条 略 <u>第146条（資料等印刷物の配布許可）</u> 第147条及び第148条 略 第6章 懲罰 第149条 略 第150条（懲罰動議の審査） 第151条（戒告又は陳謝の方法） 第152条～第154条 略 第7章及び第8章 略 第9章 補則 第157条（会議規則の疑義に対する措置） （宿所又は連絡所の届出） 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも<u>また同様とする。</u> （議席） 第4条 略	第5章 規律 第140条～第145条 略 <u>第146条（資料等の配布許可）</u> 第147条及び第148条 略 第6章 懲罰 第149条 略 第150条（懲罰動議の審査） <u>第150条の2（代理弁明）</u> 第151条（戒告又は陳謝の方法） 第152条～第154条 略 第7章及び第8章 略 第9章 補則 <u>第156条の2（電子情報処理組織による通知等）</u> <u>第156条の3（電磁的記録による作成等）</u> 第157条（会議規則の疑義に対する措置） （宿所又は連絡所の届出） 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも<u>また同様とする。</u> （議席） 第4条 略

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.3

現 行	改 正 後
2 略 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用い<u>ないで会議にはかつて</u>議席を変更することができる。 4 略 (会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間) 第9条 略 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議にはかつて</u>決める。 <u>3</u> 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (議案の提出) 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、	2 略 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用い<u>ないで会議に諮って</u>議席を変更することができる。 4 略 (会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間) 第9条 略 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議に諮って</u>決める。 <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4</u> 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (議案の提出) 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.4

現 行	改 正 後
員長が議長に提出しなければならない。 (一事不再議) 第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は<u>再び</u>提出することができない。 (修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の表決の順序) 第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議に<u>はか</u>って決める</u>。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>承認を要する</u>。 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。 (議事日程の作成及び配布)	員長が議長に提出しなければならない。 (一事不再議) 第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び</u>提出することができない。 (修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の表決の順序) 第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議に<u>諮</u>って決める</u>。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない</u>。 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。 (議事日程の作成及び配布)

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.5

現 行	改 正 後
第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>かえる</u>ことができる。 (議事日程の順序変更及び追加) 第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。 (議事日程の終了及び延会) 第24条 略 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>延会することができる。 (投票) 第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、<u>投票を備え付けの投票箱に投入する</u>。 (開票及び投票の効力) 第31条 略 2 略 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。 (一括議題)	第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>代える</u>ことができる。 (議事日程の順序変更及び追加) 第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。 (議事日程の終了及び延会) 第24条 略 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>延会することができる。 (投票) 第29条 議員は、<u>議長の指示に従って</u>、順次、<u>投票する</u>。 (開票及び投票の効力) 第31条 略 2 略 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。 <u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (一括議題)

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.6

現 行	改 正 後
第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 会議に付する事件は、第130条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聞き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2 略 3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>省略することができる。 (付託事件を議題とする時期) 第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>まって</u>議題とする。 (委員長の報告及び少数意見者の報告) 第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>ついで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。 2 略 3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>省略することができる。 4 略	第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 会議に付する事件は、第130条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聴き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2 略 3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>省略することができる。 (付託事件を議題とする時期) 第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待って</u>議題とする。 (委員長の報告及び少数意見者の報告) 第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>次いで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。 2 略 3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>省略することができる。 4 略

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.7

現 行	改 正 後
(委員会の審査又は調査期限) 第44条 略 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。 (発言の許可等) 第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。 2 略 (発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2及び3 略 (発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は<u>発言</u>を禁止することができる。	(委員会の審査又は調査期限) 第44条 略 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。 (発言の許可等) 第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。 2 略 (発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2及び3 略 (発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言</u>を禁止することができる。

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.8

現 行	改 正 後
3 略 (発言時間の制限) 第57条 略 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>は</u>か<u>っ</u>て決める。 (質疑又は討論の終結) 第60条 略 2 略 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>は</u>か<u>っ</u>て決める。 (緊急質問等) 第63条 略 2 前項の同意については、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>は</u>か<u>ら</u>な<u>け</u>れ<u>ば</u>ならない。 3 略 (発言の取消し又は訂正) 第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し<u>又</u>は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。 (答弁書の配布) 第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布す	3 略 (発言時間の制限) 第57条 略 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>っ<u>て</u>決める。 (質疑又は討論の終結) 第60条 略 2 略 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>っ<u>て</u>決める。 (緊急質問等) 第63条 略 2 前項の同意については、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>ら<u>な</u>け<u>れ</u>ば<u>な</u>らない。 3 略 (発言の取消し又は訂正) 第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、<u>又</u>は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。 (答弁書の配布) 第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布す

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.9

現 行	改 正 後
る。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>かえる</u>ことができる。 (表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を<u>とろうと</u>するときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決) 第70条 議長が表決を<u>とろうと</u>するときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。 (投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 2及び3 略 (簡易表決) 第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>はかる</u>ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならない</u>。 (表決の順序) 第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければならない</u>。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が	る。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>代える</u>ことができる。 (表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を<u>採ろうと</u>するときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決) 第70条 議長が表決を<u>採ろうと</u>するときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。 (投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 2及び3 略 (簡易表決) 第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮る</u>ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。 (表決の順序) 第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければならない</u>。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.10

現 行	改 正 後
表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。 ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。 3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 第9節 公聴会、参考人 (公述人の決定) 第75条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から</u>、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。 2 略 (会議録の記載事項) 第76条 会議録に<u>記載し、又は記録する</u>事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 2 議事は、<u>速記法又は録音機器</u>によって記録する。 (会議録の配布) 第77条 会議録は、議員及び関係者に配布 <u>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)</u> する。 (会議録署名議員) 第78条 会議録に署名する議員 <u>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる</u>	表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。 ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 第9節 公聴会及び参考人 (公述人の決定) 第75条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。 2 略 (会議録の記載事項) 第76条 会議録に<u>記載する</u>事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 2 議事は、<u>速記法、録音機器その他議長が適当と認める方法</u>によって記録する。 (会議録の配布) 第77条 会議録は、議員及び関係者に配布する。 (会議録署名議員) 第78条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.11

現 行	改 正 後
<u>議員</u>)は、2人とし、議長が会議において指名する。 第84条 第2節 審査 第85条 略 (一括議題) 第86条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議にはかつて決める</u>。 (先決動議の表決順序) 第89条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議にはかつて決める</u>。 (動議の撤回) 第90条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する</u>。 (発言の許可)	第84条 <u>(出席委員に関する措置)</u> <u>第84条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。</u> 第2節 審査 第85条 略 (一括議題) 第86条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議に諮って決める</u>。 (先決動議の表決順序) 第89条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議に諮って決める</u>。 (動議の撤回) 第90条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。<u>ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u> (発言の許可)

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.12

現 行	改 正 後
第104条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。 (発言内容の制限) 第106条 発言は<u>すべて</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 略 (委員外議員の発言) 第107条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。 2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の<u>申し出</u>があったときは、その許否を決める。 (委員長の発言)	第104条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。 (発言内容の制限) 第106条 発言は<u>全て</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 略 (委員外議員の発言) 第107条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員<u>(以下この条において「委員外議員」という。)</u>に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。 2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の<u>申出</u>があったときは、その許否を決める。 3 <u>前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。ただし、当該委員外議員が、岩見沢市議会委員会条例（昭和42年条例第20号。以下「委員会条例」という。）第15条の2第1項各号のいずれかに該当する場合に限る。</u> 4 <u>前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> (委員長の発言)

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.13

現 行	改 正 後
第108条 略 (発言時間の制限) 第109条 略 2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はかつて</u>決める。 (質疑又は討論の終結) 第112条 略 2 略 3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はかつて</u>決める。 (発言の取消し又は訂正) 第114条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し<u>又は</u>委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。 (答弁書の朗読) 第115条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員に朗読させる</u>。 (互選の方法)	第108条 略 2 <u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。また、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</u> (発言時間の制限) 第109条 略 2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮って</u>決める。 (質疑又は討論の終結) 第112条 略 2 略 3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮って</u>決める。 (発言の取消し又は訂正) 第114条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、<u>又は</u>委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。 (答弁書の配布) 第115条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u> (互選の方法)

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.14

現 行	改 正 後
第116条 略 2～5 略 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に<u>はかり</u>委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。 (選挙規定の準用) 第117条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。 (表決問題の宣告) 第118条 委員長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (不在委員) 第119条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。 (起立による表決) 第121条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。 (投票による表決)	第116条 略 2～5 略 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に<u>諮り</u>委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。 (選挙規定の準用) 第117条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>第1章第4節の規定を準用する</u>。 (表決問題の宣告) 第118条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (不在委員) 第119条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。 <u>ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u> (起立による表決) 第121条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。 (投票による表決)

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.15

現 行	改 正 後
第122条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 2及び3 略 (簡易表決) 第125条 委員長は、問題について異議の有無を会議に<u>はか</u>ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>とらなければなら</u>ない。 (表決の順序) 第126条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて決</u>める。 2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 (請願書の記載事項等) 第127条 略 2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び法人の名称と所在地</u>を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。 3及び4 略 5 議長が受理した請願で、まだ会議に付されていないものを請願者が取り下げる場合は、議長の<u>承認</u>を得なければならない。	第122条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 2及び3 略 (簡易表決) 第125条 委員長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮</u>ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>採らなければなら</u>ない。 (表決の順序) 第126条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って決</u>める。 2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 (請願書の記載事項等) 第127条 略 2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>並びに法人の名称及び所在地</u>を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。 3及び4 略 5 議長が受理した請願で、まだ会議に付されていないものを請願者が取り下げる場合は、議長の<u>許可</u>を得なければならない。

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.16

現 行	改 正 後
(請願の委員会付託) 第130条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。 (紹介議員の委員会出席) 第131条 略 2 略 (請願の審査報告) 第132条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付	<u>6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> (請願の委員会付託) 第130条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> <u>2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、<u>それぞれの委員会に付託する。</u> (紹介議員の委員会出席) 第131条 略 2 略 <u>3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。ただし、当該紹介議員が、委員会条例第15条の2第1項各号のいずれかに該当する場合に限る。</u> <u>4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> (請願の審査報告) 第132条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.17

現 行	改 正 後
け、議長に報告しなければならない。 (1)及び(2) 略 2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第133条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについてはこれを請求しなければならない。 (陳情書の処理) 第134条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理することができる。 (議長及び副議長の辞職) 第135条 略 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。 3 略 (決定書の交付) 第139条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたとき	しなければならない。 (1)及び(2) 略 <u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> 3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第133条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについては、これを請求しなければならない。 (陳情書の処理) 第134条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理することができる。 (議長及び副議長の辞職) 第135条 略 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。 3 略 (決定の通知) 第139条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.18

現 行	改 正 後
<u>は、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u> (携帯品) 第141条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u>、この限りでない。 (資料等印刷物の配布許可) 第146条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 (議長の秩序保持権) 第148条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>定める。 (懲罰動議の審査) 第150条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して<u>議決すること</u>はできない。 第151条 略	(携帯品) 第141条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては</u>、この限りでない。 (資料等の配布許可) 第146条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 (議長の秩序保持権) 第148条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>定める。 (懲罰動議の審査) 第150条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して<u>議決することができない。</u> <u>(代理弁明)</u> <u>第150条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u> 第151条 略

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.19

現 行	改 正 後
第9章 補則	第9章 補則 <u>(電子情報処理組織による通知等)</u> <u>第156条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> <u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u> <u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u> <u>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ</u>

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.20

現 行	改 正 後
	<u>の記録がされた時（第20条（議事日程の作成及び配布）、第66条（答弁書の配布）、第77条（会議録の配布）、第115条（答弁書の配布）、第129条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第130条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</u> <u>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u> <u>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子</u>

議案第34号 岩見沢市議会会議規則新旧対照表

No.21

現 行	改 正 後
(会議規則の疑義に対する措置) 第157条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に<u>はかつて</u>決定する。	<u>情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u> <u>（電磁的記録による作成等）</u> <u>第156条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第72条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u> (会議規則の疑義に対する措置) 第157条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に<u>諮って</u>決定する。

議案第35号 岩見沢市議会委員会条例新旧対照表

No.1

現 行	改 正 後
目次 第1条～第15条 略 第16条～第27条 略 <u>第28条（代理人又は文書による意見の陳述）</u> 第29条～第31条 略 附 則 第2条 略 2 略 （1） 略 ア 総務部、企画財政部、<u>情報政策部</u>及び会計室の所管に属する事項 第15条 略	目次 第1条～第15条 略 <u>第15条の2（委員会の開会方法の特例）</u> 第16条～第27条 略 <u>第28条（代理人又は文書等による意見の陳述）</u> 第29条～第31条 略 附 則 第2条 略 2 略 （1） 略 ア 総務部、企画財政部及び会計室の所管に属する事項 第15条 略 <u>（委員会の開会方法の特例）</u> <u>第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条（秘密会）第1項の秘密会は、この限りでない。</u> <u>（1） 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u>

議案第35号 岩見沢市議会委員会条例新旧対照表

No.2

現 行	改 正 後
	(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> 2 オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 <u>第1項に規定する委員会の開会は、オンラインによる方法で出席を希望する委員からの申請に基づき委員長が判断する。</u> 4 <u>第1項の規定により開会される委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u> 5 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>
第16条 略 (秘密会)	第16条 略 (秘密会)
第20条 略	第20条 略
2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用い <u>ない</u> で委員会に <u>はか</u> って決める。 (公聴会開催の手続)	2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用い <u>ない</u> で委員会に <u>諮</u> って決める。 (公聴会開催の手続)
第23条 略	第23条 略
2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を <u>聞</u> こうとする案件その他必要な事項を公示する。 (公述人の決定)	2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を <u>聴</u> こうとする案件その他必要な事項を公示する。 (公述人の決定)
第25条 公聴会において意見を <u>聞</u> こうとする利害関係者及び学識経験者等。	第25条 公聴会において意見を <u>聴</u> こうとする利害関係者及び学識経験者等

議案第35号 岩見沢市議会委員会条例新旧対照表

No.3

現 行	改 正 後
(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書</u>で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。 (公述人の発言) 第26条 略 2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。 3 略 (代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人) 第29条 略 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>	(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。 <u>3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u> (公述人の発言) 第26条 略 2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。 3 略 (代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人) 第29条 略 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>

議案第35号 岩見沢市議会委員会条例新旧対照表

No.4

現 行	改 正 後
とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 <u>3 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</u> （記録） 第30条 略 <u>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名文は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u> <u>3 前2項の記録は、議長が保管する。</u>	とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 <u>3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u> <u>4 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書等による意見の陳述）の規定を準用する。</u> （記録） 第30条 略 <u>2 前項の記録は、議長が保管する。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>

議案第 3 6 号 岩見沢市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

No. 1

現 行			改 正 後		
(定義) 第 2 条 略 2 ～ 7 略 8 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 9 ～ 1 1 略 (利用及び提供の制限) 第 1 2 条 略 2 ～ 4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 8 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(定義) 第 2 条 略 2 ～ 7 略 8 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 9 ～ 1 1 略 (利用及び提供の制限) 第 1 2 条 略 2 ～ 4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 8 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第 1 2 条第 1 項	法令に基づく場合を除き、	利用目的以外の目的	第 1 2 条第 1 項	法令に基づく場合を除き、	利用目的以外の目的
	利用目的以外の目的			利用目的以外の目的	
第 1 2 条第 2 項	自ら利用し、又は提供して	自ら利用してはならない	第 1 2 条第 2 項	自ら利用し、又は提供して	自ら利用してはならない
	はならない			はならない	
第 1 2 条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する	第 1 2 条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第 1 2 条第 2 項 第 1 号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると	第 1 2 条第 2 項 第 1 号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると

議案第 3 6 号 岩見沢市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

No. 2

現 行			改 正 後		
		き			き
第 3 7 条 第 1 項 第 1 号	又は第 1 2 条 第 1 項及び 第 2 項の規定に違反して 利用されているとき	第 1 2 条 第 5 項の規定に より読み替えて適用する 同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の 規定に違反して利用され ているとき、番号利用法 第 2 0 条の規定に違反し て収集され、若しくは保管 されているとき、又は番号 利用法第 2 9 条の規定に 違反して作成された特定 個人情報ファイル(番号利 用法第 2 条第 9 項に規定 する特定個人情報ファイ ルをいう。)に記録されて いるとき	第 3 7 条 第 1 項 第 1 号	又は第 1 2 条 第 1 項及び 第 2 項の規定に違反して 利用されているとき	第 1 2 条 第 5 項の規定に より読み替えて適用する 同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の 規定に違反して利用され ているとき、番号利用法 第 2 0 条の規定に違反し て収集され、若しくは保管 されているとき、又は番号 利用法第 2 9 条の規定に 違反して作成された特定 個人情報ファイル(番号利 用法第 2 条第 1 0 項に規 定する特定個人情報ファ イルをいう。)に記録され ているとき
第 3 7 条 第 1 項 第 2 号	第 1 2 条 第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 1 9 条	第 3 7 条 第 1 項 第 2 号	第 1 2 条 第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 1 9 条
(罰則)			(罰則)		
第 5 2 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条 第 2 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由			第 5 2 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条 第 2 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由		

議案第 3 6 号 岩見沢市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 3 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 4 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 3 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 4 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

